

第2号議案

蒲郡市教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について

蒲郡市教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例を、次のように制定するものとする。

平成27年2月25日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例

別紙のとおり

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、蒲郡市教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件を定めるため提案する。

蒲郡市教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定に基づき、蒲郡市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の勤務時間その他の勤務条件に関し、必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間その他の勤務条件)

第2条 教育長の勤務時間その他の勤務条件については、特別の定めがある場合のほか、市職員の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(蒲郡市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の廃止)

2 蒲郡市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和41年蒲郡市条例第7号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に在職する教育長（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第1項の教育委員会の教育長をいう。以下同じ。）が改正法附則第2条第1項の規定により引き続き教育長として在職する間の勤務時間その他の勤務条件については、この条例の規定は適用せず、前項の規定による廃止前の蒲郡市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の勤務時間その他の勤務条件に係る規定は、なおその効力を有する。